

異議申立書

2026年9月16日

佐賀労働局長

田之上 英 治 様

佐賀県労働組合総連合

代表者 永 尾 幸

佐賀市八丁畷町6番9号

TEL0952-37-3577 FAX0952-37-3578

異 議 申 立 書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。

佐賀地方最低賃金審議会は9月1日、今年度の佐賀県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額1030円を65円引き上げて1095円とする答申を行いました。

とりわけ目安に対し全国最高の9円を上乗せしたことは、物価高騰での厳しい生活や、人口流出など地域事情から直面する問題を踏まえ、県民の生活や佐賀の発展に向け、真摯に検討を重ねられた結果であると歓迎いたします。

しかし、私どもは憲法が保障する健康で文化的な生活をするため、最低賃金は1700円以上に引き上げることが必要と考えており、今回の答申では人間らしい生活をするには到底できません。さらに発効日を「公示の日から起算して30日を経過した日」の原則からはずれ、11月15日としていることも労働者の生活を蔑ろにするものであり看過できません。

よって本年9月1日付け、「佐賀地方最低賃金審議会に関する公示」に関し、以下のとおり異議を申し立てます。

申 出 の 内 容

1. 本年の佐賀県の最低賃金額を1時間1095円とすることに不服である。
2. 貧困と格差に歯止めをかけるため時間額1700円以上とすること。
3. 最低賃金の発効を法定発効日とすること。
4. 最低賃金引き上げにあたって、政府・厚生労働省・佐賀県など関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求めること。

申 出 の 理 由



1. 今回だされた答申では、一ヶ月（中央審議会が用いている月 173.8 時間）190,311 円、一年間働いても 228 万円にしかありません。

中東情勢の悪影響もあって、食料品や日用雑貨、各種サービスの値上がりはとどまるどころを知りません。物価高騰は労働者の生活をギリギリのところまで追い詰めています。月 19 万円程度では、税・社会保険料、食費、住居費、交通・通信費を支払えば、手元に残るお金はほとんどなく、旅行など趣味を楽しむ、スキルアップの教育を受ける、友人や恋人との交流を断念せざるを得ない窮状に陥らせてしまいます。

労働者の 4 割が非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。

今回の金額では社会の再生産はできず、持続不可能な地域社会を放置していると言って過言ではありません。少子化が加速度的に進行していることから鑑みても、最低賃金額の引上げにむけた再考を求めます。

2. プラス 9 円では、福岡をはじめ都市との格差を解消し、人口流出など地域社会の衰退に歯止めをかけるには不十分です。今年度の全国の最低賃金は、最高額の東京都が 1,280 円であり、佐賀県は 1,095 円ですから、時間額 185 円の差となっています。月 150 時間働くとして 27,750 円、年額で 333,000 円もの格差となります。

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者の流出要因となっています。地方から大都市への人口移動は地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。福岡などの都市は、佐賀など地方に比べ、賃金が高いことはもとより、交通網やショッピング、娯楽施設など若者が暮らしやすい生活環境が存在しており、佐賀は二重、三重に不利な状況下にあります。せめて賃金だけは都市と同じレベル、或は上回るような施策をしない限り若者の流出は収まらないと考えます。

意見陳述でも申し上げたとおり、佐賀県最低生計費試算調査では佐賀市内で若者（25 歳・単身）が「ふつう」に暮らすためには男性で月額 29 万 709 円、女性で 28 万 6,562 円必要であるという結果となりました。当調査では全国どこでも 25 歳単身者で月額 28 万円、少なくとも時間額 1,700 円以上（月 150 時間換算）が必要との結果が示されています。この金額は、ごく普通の生活をしていくのに必要な生計費を算定しています。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。

もし時給 1,095 円でこの賃金を得ようとするなら、260 時間以上の労働が必要となり、ダブルワーク、トリプルワークなど過労死ラインの労働が必要です。「佐賀で働きたい」「佐賀で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって、憲法 25 条（生存権）を保障する賃金はいかにあるべきかを再度検討していただきたいと思います。

3. 最後に、この間の最低賃金の議論は、「企業の支払い能力」の限界が強調され、引き上げ幅の抑制に終始しているのではないのでしょうか。昨年よりも低額の引上げになったこと、発効日が指定日発効となったこともそのことが要因となっています。これは行政による中小企業支援策が不十分であり、中小企業が賃上げに十分対応できていないことにあります。国（厚生労働省、中小企業庁）や県が進める支援策は、設備投資や研修など「生産性向上」を目的とした補助に偏り、賃上げを直接支援する施策が不十分です。

歴史的な物価高騰のもとで求められているのは、「生産性向上＝賃上げ」という、企業が儲ければ労働者へ分配するとい「トリクルダウンの」な支援ではなく、生活が困窮している労働者と物価高騰で苦しむ中小零細企業をどう支えていくのかという緊急かつ「直接的」な支援です。全国的にも賃上げに対する直接支援の取り組みや議論が広がっており、九州では宮崎県が賃上げした事業所に対し一人7万円の直接支援を実施しており、大きく広がっています。

その他、政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです。これら支援策を政府や県に対し求めることを要望し、意見とします。

以上